



2021年10月1日

受益者の皆さまへ

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

## **SMDAM 日経225上場投信 信託約款変更のお知らせ**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております「SMDAM 日経225上場投信」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、日経平均株価の算出要領の改定に伴い、信託約款の変更を行うこととなりましたので、お知らせ申し上げます。

なお、当ファンドの運用の基本方針、運用体制等につきましては、一切変更ありません。  
本お知らせに関しまして、受益者の皆さまのお手続きは不要です。

受益者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解くださいますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

## 1. 変更内容

## 第13条、第42条

変更前（2021年9月30日以前）	変更後（2021年10月1日以降）
<p>【受益権の申込単位および価額】</p> <p>第13条〔略〕</p> <p>②～③〔略〕</p> <p>④ 委託者は、次の各号に定める日には、前項による受益権の取得申込みを受け付けないものとします。ただし、委託者は、次の各号に定める日における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行うことができます。</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日から起算して2営業日間</p> <p>2. 対象指数の構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数および<b>みなし額面</b>変更実施日の各々3営業日前から起算して4営業日間</p> <p>3. 第33条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日間（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第22条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>⑤～⑪〔略〕</p>	<p>【受益権の申込単位および価額】</p> <p>第13条〔略〕</p> <p>②～③〔略〕</p> <p>④ 委託者は、次の各号に定める日には、前項による受益権の取得申込みを受け付けないものとします。ただし、委託者は、次の各号に定める日における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行うことができます。</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日から起算して2営業日間</p> <p>2. 対象指数の構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数および<b>株価換算係数</b>変更実施日の各々3営業日前から起算して4営業日間</p> <p>3. 第33条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日間（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第22条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>⑤～⑪〔略〕</p>
<p>【交換請求】</p> <p>第42条〔略〕</p> <p>②～⑦〔略〕</p> <p>⑧ 委託者は、次の各号に定める日には、第1項による交換の請求を受け付けないものとします。ただし、委託者は、次の各号に定める日における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、当該交換請</p>	<p>【交換請求】</p> <p>第42条〔略〕</p> <p>②～⑦〔略〕</p> <p>⑧ 委託者は、次の各号に定める日には、第1項による交換の請求を受け付けないものとします。ただし、委託者は、次の各号に定める日における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間における交換請求については、当該交換請</p>

変更前（2021年9月30日以前）	変更後（2021年10月1日以降）
<p>求の受付けを行うことができます。</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日から起算して2営業日間</p> <p>2. 対象指数の構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数および<b>みなし額面</b>変更実施日の各々3営業日前から起算して4営業日間</p> <p>3. 第33条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日間（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第22条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>⑨～⑫〔略〕</p>	<p>求の受付けを行うことができます。</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日から起算して2営業日間</p> <p>2. 対象指数の構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数および<b>株価換算係数</b>変更実施日の各々3営業日前から起算して4営業日間</p> <p>3. 第33条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日間（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第22条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき</p> <p>⑨～⑫〔略〕</p>

## 2. 変更理由

日経平均株価の算出要領の改定に伴い、信託約款に所要の変更を行うものです。

## 3. 信託約款変更日

2021年10月1日

以上

<本件に関するお問い合わせ>

三井住友DSアセットマネジメント コールセンター **0120-88-2976**

[受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）

<お客さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ>

お取引先の販売会社にお問い合わせください。